

神奈川土建の 介護共済 在宅介護を 応援します！



神奈川土建とNPOシエン・システムズが協同で提供する
新しい福祉厚生サービス！

ご利用できる方

神奈川土建の組合員およびその三親等まで(同別居を問わず)。介護保険制度で要支援・要介護の認定を受け、ケアプランで「在宅福祉用具の利用が必要」とされた方。

- ①福祉用具を利用したときの自己負担分を後から助成する制度です。
- ②給付は3、6、9、12月です。
- ③ただし、最初の一か月分の給付はありません。また、給付時に事務手数料(432円)は自己負担になります。
- ④全国どこでも利用できます。



掛金の自己負担 **0円**

福祉用具のレンタル料

自己負担分
相当を給付

給付の一例

ベッド
月額20,000円

車イス
月額8,000円



利用者(28,000円の10%)
月々**2,800円**の負担

介護リース事業
を利用すると

利用料
0円

*最初の1か月分は自己負担となります

① 申請書の発行・発送

利用希望者は各支部へ申し出て、申請書を発行してもらいます。必要事項を記入し各支部へ提出してください。

② NPOからの電話確認

申請書がNPOに届くと、電話があります。手続き方法、制度の説明、事業者の紹介があります。

③ ケアマネージャーへの連絡

ケアマネージャーへご連絡いただき、福祉用具の利用について、利用者とケアマネージャーで打ち合わせをし、「希望する用具」を決定します。このとき、②でNPOから指示された事業者を利用したいとケアマネージャーに申し出てください。

④ 事業者からの連絡

福祉用具で利用者(又は代理人)の元へ、NPOシエン・システムズが委託している福祉用具事業者から電話が入ります。

⑤ 福祉用具の納品

④で取り決めた日時に事業者から福祉用具が届きます。事業者は福祉用具貸与利用に関する説明を利用者に行い、介護保険上の所定の契約を交わします。

⑥ 給付時期

3月、6月、9月、12月末に、直前3か月分が給付されます。ただし、初回月分は給付がありません。

まずはご相談ください

相談窓口 **0800-222-3618**

お問い合わせ: 神奈川土建一般労働組合 どけん共済会
〒221-0045 神奈川県神奈川区神奈川2-19-3
TEL (045) 453-9806 FAX (045) 453-9807